

議案第 146 号

新居浜バイパス線の変更案に対する意見について

(愛媛県決定)

議案第146号 新居浜バイパス線の変更に対する意見について

新居浜都市計画道路の変更 (愛媛県決定)

都市計画道路中 3・2・2 新居浜バイパス線を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | 備考 |
|------|---------|----------|------------|------------|--------------------------|---------|------|------|--------------------|--------------------------|----|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造型式 | 車線の数 | 幅員 | 地表式の区間における鉄道等との交差の構造 | |
| 幹線街路 | 3・2・2 | 新居浜バイパス線 | 新居浜市大生院字広坪 | 新居浜市船木字下長野 | 新居浜市菰生 中村松木二丁目 松原町 | 約9,840m | | 4車線 | 30m | | |
| | 構造形式の内訳 | | 新居浜市西喜光地町 | 新居浜市星原町 | | 約920m | 嵩上げ式 | | 47m | 幹線街路高木中筋線、 駅裏中筋線と立体交差 | |
| | | | | | | 約8,920m | 地表式 | | 24.25m ～ 40m | 幹線街路と平面交差3箇所 | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

＜変更理由＞

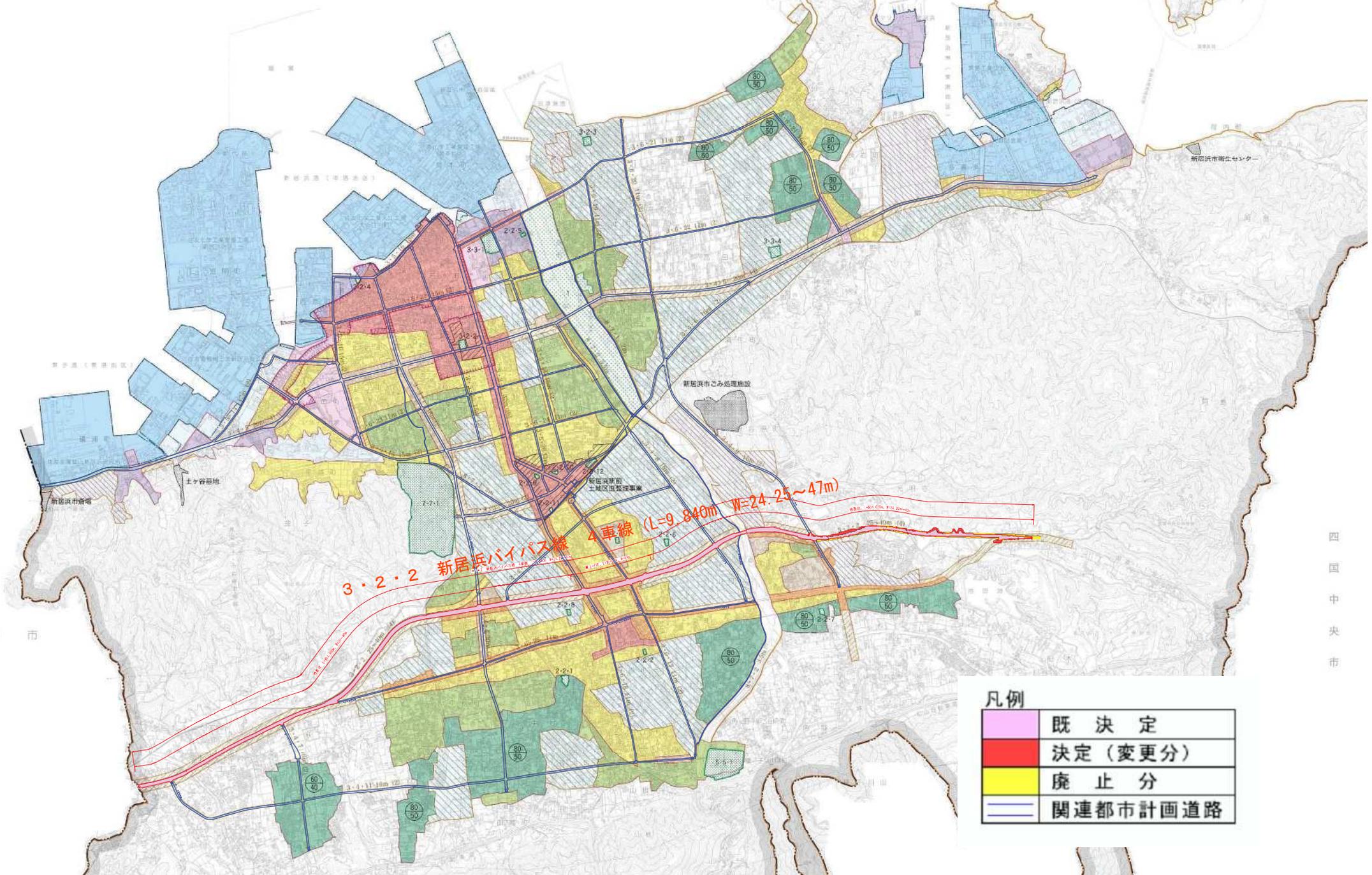
3・2・2 新居浜バイパス線は、新居浜市大生院字広坪を起点とし、新居浜市船木字下長野を終点とする延長9,840mの幹線街路であり、国道11号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るとともに、新居浜市の交通ネットワークの骨格となる重要路線である。

今回変更する区間は、3・4・9郷桧の端線との交差点から終点までの区間であり、決定当初（昭和60年）は市街地拡大を見込み、道路区分を「第4種（都市部）」としていたが、現在、市街化されていないため、「第3種（地方部）」に見直したことから、道路の幅員を変更する。

また、詳細設計を行い、現国道11号との接続部（終点付近）の形状や、切土のり面計画を見直したことから、本書のとおり変更しようとするものである。

新居浜市都市計画図

議案第146号 新居浜バイパス線の変更案に対する意見について



四
国
中
央
市

